

令和6年度 第9回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和6年11月20日（水）9時30分～10時44分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、稲垣委員、上野委員、酒井委員、田中稲子委員、田中修三委員、中西委員、藤倉委員、横田委員、宮澤委員
欠席委員	片谷委員、田中伸治委員、藤井委員、水嶋委員
開催形態	公開（傍聴者2人）
議 題	1 横浜市環境影響評価技術指針の改定について
決定事項	・令和6年度第8回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和6年度第8回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

2 議題

(1) 横浜市環境影響評価技術指針の改定について

ア 前回までの審査会でいただいた主な御意見、技術指針改定案（素案）本編、別表1及び別表3について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 それでは、ただいま説明がありました内容について、御意見や御質問がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

これまでいただいた御意見を踏まえて、かなり丁寧に整理していただいたかと思えます。横田委員、どうぞ。

【横田委員】 説明いただきありがとうございました。いくつか確認させていただきたいことがあります。

環境の保全のための措置に関して、予測と評価の間に配置するという変更をされておりましたけれども、「環境の保全のための措置の検討」の中に、予測にあたってはということも位置付けられていて、環境の保全のための措置をどの段階に置くのかというのは、おそらく事業そのものの環境の保全のための措置を含めた熟度をどのレベルで求めるかになってくると思うのです。予測の対象に環境の保全のための措置の効果を入れる場合においては、予測の前段階で環境の保全のための措置をある程度、客観的にしていただかないと、目標のレベルだけで予測をしているのかという懸念があったのですけれども、ここはいかがでしょうか。

【奥会長】 ありがとうございます。事務局の考えを御回答いただければと思います。

【事務局】 スライド（14ページ）の説明で、「予測の実施及び結果の整理」の後、「評価」の前に「環境の保全のための措置の検討」を構成の見直しとして入れさせていただいたところです。ここで言っている環境の保全のための措置は、予測の条件としての環境の保全のための措置と、予測結果を踏まえた環境の保全のための措置の両方を対象と考えています。

別紙2の技術指針改定案（素案）本編の3ページを御覧ください。こちらのフロー（別図1）のところですが、「第3章 環境影響評価」の準備書の作成のところ、こちらの表現が少し分かりにくいかもしれないのですけれども、「予測・評価」の右側に「環境の保全のための措置の検

討」とあり、両矢印を記載させていただいているところです。図書として作成される予測の結果に関しましては、事業者が検討の段階で予測の条件としての環境の保全のための措置を検討し、予測して、評価してということを繰り返しやった結果として、図書としてまとめることを考えているものになります。

横田委員から御指摘がありました予測の条件としての環境の保全のための措置の検討というのは、技術指針上も対象としているところがございます。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【横田委員】 考え方は分かったのですが、図書として整理されていったときに、予測の後に環境の保全のための措置の検討が出てきて、それで評価しましたという、例えばネガティブな影響があって、それを打ち消すための環境の保全のための措置をしたときの効果に関しては、後付け的に扱われる可能性も残ってしまわないかというところが、評価のところできちんと予測の条件に据えていないまま扱われてしまわないかということが少し気になったところです。

予測の条件ということであれば、最初に予測の条件として出てくる段階で示す方が分かりやすいと思ったのですが、今のお話だと両方含んでいるので真ん中というような感じですか。

【事務局】 はい、今回の構成の見直しとしてはこのような形で御提案させていただいているところがございます。

(別紙2の)技術指針(素案)本編の16ページを御覧ください。一番上のところが前のページから「環境の保全のための措置の検討」の部分になっておりまして、その解説の一部となります。構成としての見せ方で、横田委員のおっしゃる視点も必要なのかもしれないのですが、内容としてはこちらにありますとおり「環境の保全のための措置は、事業の計画策定段階において十分検討するものですが、予測に際し、改めて整理します。」ということで、前もってきちんと環境の保全のための措置の検討はした上で、その結果として図書でどのような環境の保全のための措置をとるかということを示すということで記載をしていたところがございます。

【横田委員】 解釈の仕方だと思うので、文言としてはよろしいと思うのですが、環境の保全のための措置にどのような条件を設定したかというところがきちんと説明されるような立て付けにしたいと思ったことはお伝えしておきたいと思います。言葉でもできてしまうことなので、予測の対象にすると、おそらくその条件が具体化されるということだと思いますので、条件も当然求めているということが伝わるということが大事かと思いました。

【事務局】 もう一つ、記載箇所の説明をしそびれておりました。(別紙2の技術指針改定案(素案)本編の)19ページになるのですが、「準備書の構成」の解説のところになります。一番下のところですが、「(6)環境影響評価の結果」の解説として「環境の保全のための措置については、予測に反映した措置と反映しなかった措置の区別をつけて整理し、環境の保全のための措置を講じることとなった検討経緯及びその理由を併せて記載します。」と示しているところがございます。説明箇所がいく

つかに分かれてしまっているというところではありますが、運用にあたっては事業者に対してきちんと助言、指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【横田委員】 承知しました。理解いたしました。  
もういくつかよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【横田委員】 (別紙2の技術指針改定案(素案)本編の)16ページの「(6)評価」ですけれども、「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているか、若しくはプラス面の効果が発揮されるかについて、予測結果に基づいて客観的に判断するために行うものです。」とあります。この基準となるのが環境保全目標となっているかと思えます。

これが先ほどの改定の考え方のベスト追求型にきちんと即しているのかが少し気になったところでして、実行可能な範囲で行ったものを事業者が設定した環境保全目標と照らし合わせるということで、ベスト追求と言っている根拠というところがよく分からなかったです。環境保全目標がきちんとした何らかの基準値を持っていない場合においては、両方とも事業者のスタンダードになってしまうのではないのでしょうかということです。

その水準というのはどういうふうに関、環境の保全のための措置、環境保全目標の方で求めているのか、そこがはっきりとしていない印象を受けたのですけれども、もう少し解説していただくと有り難いです。

【奥会長】 お答えをお願いいたします。

【事務局】 (別紙2の技術指針改定案(素案)本編の)15ページを御覧いただきたいのですが、一番上の「(3)環境保全目標の設定」の解説のところでございます。こちらにつきましては、事業者がどのように環境保全目標を設定していくかという考え方を示しているところでございます。

読み上げさせていただきます。「環境保全目標は、事業特性や地域特性、調査結果を考慮のうえ、横浜市で策定した計画・指針等における目標等を踏まえ、現在の環境への影響を最小限にすること、より良い環境を目指すことも念頭に置き、別記に掲げる事項を参考に適切に設定します。」としております。考え方として、ベスト追求型を直接表現するような記載の内容ではありませんが、可能な限り影響を最小限にするとか、あとは横浜市として事業者に対して求めている目標等を参考に、事業者として可能な限り適切にその目標を設定した上で、それに対してどのような予測、評価ができるかというところを確認していくことを考えております。以上でございます。

【奥会長】 ありがとうございます。いかがですか。

【横田委員】 ヒエラルキーに沿っているというのは分かったのですが、今の政策的なトレンドは、やはりネットポジティブ(プラスの影響を与えること)というものをどう促すかだと思います。

ここではそういったものがなお書きになっているというところに、何とか逆にリミットがかかってしまっていないのかと少し感じたところでした。理由が分かりました。

【奥会長】 ありがとうございます。なお書きはやめた方が良くもしいないです

ね。せっきくのプラスの効果も見込んでくださいということですので。そこはまた検討してください。

【事務局】 承知しました。

【奥会長】 横田委員、どうぞ。

【横田委員】 別表1で森林を足されたと思うのですがけれども、「(植物、動物の状況)の」「農地・森林」のところですね。これは、農地・森林の何というものが伝わらなければいけないのではないかと思いました。他の項目を見ますと、分布とか面積といった何かしらの指標が出てきます。ここに唐突に「農地・森林」というのを付け加えられたのですがけれども、農地・森林の何を地域の概況として、事例として挙げるかというところの語句の追加が必要ではないかと思いました。

【事務局】 今、委員から御指摘を受けた部分ですが、現在は森林は植生に含まれていると考えていましたが、別記に(環境影響評価項目として)「緑地」を追加し、「生物・生態系」にとっても必要な情報のため、特記したという趣旨でございます。

森林の何というところについて記載すべきではないかという御意見については、また検討させていただきます。委員にも御意見をいただきながら検討していければと思います。よろしくお願いします。

【横田委員】 ありがとうございます。森林法の森林を指しているのか、いわゆる一般の樹林地を森林として捉えているのかが少し分かりにくかったので、森林と表記するか、樹林と表記するかも併せて検討できればと思いました。

あともう一つだけ、対象地域の部分です。これだけ細かい条件を加えられたというのは、どういう理由があってこのように範囲の条件を設定されたのかをもう一度教えていただければでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事務局】 対象地域については、これまで比較的抽象的な表現にとどまっていたところですが、実際、事業者もどういう範囲を設定するかというところで、なかなか考え方が不明確というところもございました。

そこで、他都市で具体的に記載している事例がございましたので、それも踏まえて、あくまで参考として、これに縛られるというよりは、一つの目安として記載できないかというところで、事務局で検討いたしました。書ける部分については例示参考として、今回記載を追加いたしました。

【横田委員】 ありがとうございます。今までの印象ですと、縦覧等の社会的な認知を得るとか、周知、広告するための地域としての理解でいたのですがけれども、今回の場合、かなり予測の地域に近い表記になっています。

この条件の事例が、ほぼ都市ですとか建築物の観点からの記載になっていて、そもそも存在している環境を踏まえた範囲設定に読み取れない部分が少しあるのではないかと思います。

例えば、第2分類事業の判定のときに使うような希少な自然が存在していたら、もう少し影響の範囲を広く取るべきではないかとか、そういうような周辺側に存在する環境の条件に応じた範囲設定が必要な場合もあるのではないかと感じられるような具体性を持っているので、こういう事例だけで良いのかと思った次第です。

- 【奥会長】 ありがとうございます。(スライド 19 ページの) ク (その他対象事業実施により環境影響のおそれがあると認められる範囲を含む範囲) が、強いて言えば、自然的環境も含めた、いわゆる都市化していないようなエリアも含めてということがここに入ってくるかもしれません。その他になっ
- 【横田委員】 その他になっっているという印象もあります。
- 【奥会長】 いかがでしょうか、事務局。
- 【事務局】 今、横田委員から御指摘をいただきましたように、自然的な要因があるようなもので、準備書段階ですと、環境影響があるというものは予測されていると考えられます。そういったものについては、今、その他に「環境影響のおそれが認められる範囲」という記載になっていますが、影響があるものについては、こちらで網羅されていると考えてございます。
- 【横田委員】 考え方が事業の影響の側に立っただけで良いか、ということで意見をさせていただいただけなのですけれども、何か事業の影響が間接的に、ひょっとすると重要な地域に影響を与えるような場合において、これがどういう意味合いを持つのかがもう少し分かると良いと思いました。「ク (その他対象事業実施により環境影響のおそれがあると認められる範囲を含む範囲)」で読み解くというようなところで理解いたしました。
- 【奥会長】 ありがとうございます。以上でよろしいですか、横田委員。
- 【横田委員】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 他の委員はいかがでしょうか。
- 田中修三委員、どうぞお願いいたします。
- 【田中修三委員】 今日使われたスライドの 27 枚目を開いていただけますか。
- 環境影響要因の記載例ということで、具体的に要因の例をここに挙げられたので大分分かりやすくなったと思うのですけれども、まず「工事中」、それから「存在・供用時」の両方に関係するのですが、「建物の解体」あるいは「建物の存在」とあるのですが、建物だけとは限らない場合もあります。例えば「施設の解体」、「施設の存在」、あるいは「施設・建物の解体」、「施設・建物の存在」と書いた方がより分かりやすいという気がしました。
- それともう一つは、「存在・供用時」の「関連車両の走行」、「列車の走行」と書いてあるのですが、厳密には車両と列車は違うのでしょうかけれども、あえてここを「列車の走行」と分けて書く必要があるのかと感じました。
- 【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘についてはいかがでしょうか。
- 【事務局】 今回お示しました別表 3 の記載例については、区分の表記を見直しているところから、具体的にどのような形で「施設の存在」ですか、「施設の供用」が記載されるかというイメージを御説明したく、これまでの環境影響評価の図書の中で使用されているものを列挙させていただいたものになります。
- 運用にあたっては、事業者に対してこの要因の部分の記載の例を示しながら、事業者適切にその事業に即した要因を選択して記載をしてもらおうと思っております。事業者に対して示す際の例示の内容について

は、今の御意見も踏まえて、検討したうえで対応していきたいと思えます。ありがとうございます。

【奥会長】 田中修三委員、どうぞ。

【田中修三委員】 はい、結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。  
どうぞ、酒井委員。

【酒井委員】 先ほど話題になっていたスライド 25 ページのところの「農地等」を「農地・森林等」に加えたところですが、今どうしたらいいのだろうと私も見ながら考えていて、気が付いたのですけれども、そもそも「動物、植物の状況」のところに「植物、動物の生息及び分布」というこれまでのアセスの項目をそのまま反映されたところが念頭になっていて、そこに少し違和感があります。

緑地なので、今きちんとまだ練っていないのですけれども、例えば「公益的機能に係る植生、動物の生息及び分布、農地や森林の存在等」とか「公益的機能に係る植物、動物及び農地、森林の存在等」とか、そのような感じかと思えます。ここでは生態系の植物、動物のところとは扱う内容が違うはずなので、そのところからの全体的な調整で、キーワードになるのは公益的機能とかそのようなことなのかなと思えました。よろしくお願ひします。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事務局】 御意見ありがとうございます。

先ほど横田委員からも御意見いただきましたが、森林の部分を含めて「植物、動物の状況」をどうするかは、今いただいた御意見も踏まえて少し考えていきたいと思えます。また両委員にも御確認いただきながら、御意見いただきながら、その部分の修正を進めていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【奥会長】 酒井委員、よろしいでしょうか。

【酒井委員】 はい。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。稲垣委員、どうぞ。

【稲垣委員】 (別表1の)地域の概況として調べる項目で、「災害(の状況)」の項目が挙げられているのですが、「土砂災害警戒区域」ですとか、「浸水想定区域」などは他の項目と少し違っていて、対象の事業による土地改変や建物の建設などが周辺地域に影響を及ぼす範囲という意味に加えて、その対象地が災害の影響を受けて、その上で起こる事象による環境影響についても評価することを含んでいるのではないかと考えます。

もし、その理解で正しければ、「対象地域の設定」などについては少し表現に工夫が必要と思ったのですけれども、その辺りについてコメント等いただければと思えます。

【奥会長】 事務局いかがですか。

【事務局】 こちらの(別表1の)地域の概況で列挙している項目及び内容ですけれども、配慮書の時点で、まず既存の資料で文献調査等を行うにあたっての収集する内容、項目を列挙したものです。こういった情報を収集したうえで、配慮事項とか、方法書、準備書に繋がるベースとなるような情報として、事業者が整理をしていくものと考えております。

この内容を配慮書時点でどこまで、この項目の内容を細かく記載する

かについては、悩ましいところもございまして、地域特性の把握という視点で災害の状況については、このようなものが主なものなのかと。現行（の技術指針）もほぼこの内容で記されているものとなります。このような視点で追加すべき内容等がございましたら、御意見をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【奥会長】 稲垣委員、いかがでしょうか。

【稲垣委員】 「災害の状況」以外は、例えば対象の事業が土地を改変するとか、建物を建てることによって周りに影響を与えるという予測を想定していると思います。ですが、災害に関して言うと、土地改変することで土砂災害の可能性が高まるというようなこともありつつ、例えば、その対象の敷地が浸水の影響を受けるような場所にこれから事業を行おうとしているからこそ配慮しなければいけないことがいろいろあるというような、受身的な環境の解釈になるかと思います。

先ほど申し上げました「対象地域の設定」では、環境影響を受けるおそれがある範囲、これはあくまで事業が周辺に影響を及ぼす範囲のことを言っていると思いますが、「災害の状況」に関して言えば受身で物（環境）を見ていく面もありますので、対象地域の話に限らず、出てくる文言を少し配慮いただくべきところもあるのではないかと思います。発言した次第です。

【事務局】 ありがとうございます。

事業に伴う影響ではなくて、既にあるその土地の状況からどのような配慮ができるか、配慮すべきかというようなところで表現の方を再度確認していきたいと思います。また改めて御相談させていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【稲垣委員】 はい、分かりました。よろしくをお願いします。

【奥会長】 また個別に稲垣委員に御相談があるかと思いますが、その時には、御対応いただければと思います。

他はいかがですか。よろしいでしょうか。挙手されている方はいらっしやらないようですので、事務局の方で確認したい点などはございますか。

【事務局】 特にございません。

【奥会長】 分かりました。引き続き事務局の方では検討していただくということになりますけれども、委員の皆様にも、各項目に関して個別に御相談もあるかと思いますが、その際は御協力をお願いいたします。

それでは、本件に関する審議はこれで終了といたします。本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして本日予定されていた議事は終了いたしましたので事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。また、YouTube によるオンライン配信も終了いたします。

（傍聴者退出）

資 料	・横浜市環境影響評価技術指針の改定について	事務局資料
	・別紙1 前回までの審査会でいただいた主な御意見	事務局資料
	・別紙2 技術指針改定案（素案）本編	事務局資料
	・別紙3 技術指針改定案（素案）別表1	事務局資料
・別紙4 技術指針改定案（素案）別表3	事務局資料	